医療法第百二十八条の規定により読み替え令和四年厚生労働省令第六号

省令

労働基準法 (昭和二十二年法律第四十九号)

第一条 医療法 (昭和二十三年法律第二百五号) 四十一条第二項の厚生労働省令で定める時間等を の規定により読み替えて適用する労働基準法第百 及び第三項の規定に基づき、医療法第百二十八条 み替えて適用する労働基準法第百四十一条第二項 年法律第二百五号)第百二十八条の規定により読 三十六条第二項第五号並びに医療法(昭和二十三 定める省令を次のとおり定める。 規定する医師(以下「特定医師」という。)の らず、次の各号に掲げる規則第六十九条の二に 則」という。)第六十九条の四の規定にかかわ 労働省令で定める時間は、労働基準法施行規則 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号。以 第百二十八条の規定により読み替えて適用する (昭和二十二年厚生省令第二十三号。以下「規 「法」という。)第百四十一条第二項の厚生

区分に応じ、当該各号に定める時間とする。 る業務に従事する特定医師 労働時間を延長 研修機関」という。)において当該指定に係 項の規定に基づき特定高度技能研修機関とし 関」という。) において当該指定に係る業務 附則第二項において「技能向上集中研修機 れている病院又は診療所(第三条第一項及び 第一項において「特定地域医療提供機関」と をいう。以下この条において同じ。)(第三条 間。ただし、法第三十六条第一項の協定に第 百時間未満及び一年について一千八百六十時 ことができる時間について、一箇月について して労働させ、及び休日において労働させる する特定医師、同法第百十九条第一項の規定 所(同法第一条の五第二項に規定する診療所 いう。以下この条において同じ。)又は診療 院(同法第一条の五第一項に規定する病院を 定地域医療提供機関として指定されている病 て指定されている病院又は診療所(第三条第 に従事する特定医師又は同法第百二十条第一 に基づき技能向上集中研修機関として指定さ いう。)において当該指定に係る業務に従事 二条第一項第二号から第四号までに規定する 項及び附則第二項において「特定高度技能 医療法第百十三条第一項の規定に基づき特

一千八百六十時間とする。事項を定めた場合にあっては、一年について

二 医療法第百十八条第一項の規定に基づき連 とする。 とする。。

第二条 医療法第百二十八条の規定により読み替第二条 医療法第百四十一条第三項の厚生労働さて、一箇月について百時間未満及び一年について、一箇月について百時間未満及び一年について、一箇月について百時間未満及び一年について、一箇月について百時間未満及び一年について、一箇月について百時間とする。ただし、次条第一時については一年について一千八百六十時間とする。

ことができる休日の日数 お働させることができる休日の日数 できる時間又は労働させる かいて労働時間を延長して 対象期間における一日、一箇月及び一年の

二 規則第六十九条の三第二項第二号に規定する直接指導を行いう。)に、一箇月について労働時間を延長いう。)に、一箇月について労働させる時間が百時間以上となることが見込まれる特時間が百時間以上となることが見いて「管理者」という。) に、一箇月に対して「管理者」という。) に、一箇月に規定する管理者(以下この項において「管理者」という。)

五 管理者に、医療法第百人条第六項の規定にと。

こと。 第二項の規定により、休息時間を確保させる六 管理者に、医療法第百二十三条第一項及び

ものでなければならない。 面接指導について、次に掲げる事項を記載した 2 前項第三号の書面は、当該特定医師の受けた

一 実施年月日

一 当該面接指導を行った医師の氏名一 当該面接指導を受けた特定医師の氏名

状況 当該面接指導を受けた特定医師の睡眠の

六 前二号に掲げるもののほか、当該面接指導 積の状況 当該面接指導を受けた特定医師の疲労の蓄

ことができる。
ことができる。
ことができる。
ことができる。

3

時間以上となることが見込まれない場合させ、及び休日において労働させる時間が百 一箇月について労働時間を延長して労働 第一項第二号から第四号までに掲げる事

とが見込まれない場合おいて労働時間を延長して労働させる時間が特に長時間となるこて労働時間を延長して労働させ、及び休日に二 第一項第五号に掲げる事項 一箇月につい

·)附 〕則

1 この省令は、令和六年四月一日から施行す

第一条及び第二条(技能向上集中研修機関にとする。